

南阿蘇村広報誌「広報みなみあそ」制作等業務企画コンペ実施要領

1 目的

この実施要領は、南阿蘇村広報誌「広報みなみあそ」制作等業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を企画コンペ方式（以下「コンペ」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務内容

(1) 業務名

南阿蘇村広報誌「広報みなみあそ」制作等業務

(2) 業務の目的

別添の「南阿蘇村広報誌「広報みなみあそ」制作等業務仕様書」のとおり

(3) 業務内容

別添の「南阿蘇村広報誌「広報みなみあそ」制作等業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(5) 契約上限額

1 ページ 3,220 円（28 ページの場合）

3 参加者の資格要件

コンペに参加しようとする者は、次に掲げる参加要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 南阿蘇村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 17 年 2 月 13 日南阿蘇村訓令第 43 号）に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (5) 南阿蘇村暴力団排除条例（平成 23 年 6 月 13 日南阿蘇村条例第 5 号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 熊本県内に本社又は営業所等を有する者であること

4 コンペの実施方法

企画提案書や見積書等の資料、参加者のプレゼンテーションによる審査会を行い、受託候補者を決定する。なお、プレゼンテーションは本業務の実施に当たり、責任者となるものを行うこと。

5 応募の手続き等

(1) 参加資格確認申請書等の提出

本コンペに参加を希望する者は、参加資格要件に応じて次の書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

- ① 提出期限 令和6年2月21日（水）17時まで
- ② 提出場所 南阿蘇村 政策企画課 企画係担当
- ③ 提出書類 ア 参加資格確認申請書（様式第1号）1部
イ 過去5年間の類似事業の実施実績報告書（様式第2号）1部
ウ 業務実施体制表（任意様式）1部
エ 会社概要（パンフレットで可）1部
オ その他書類（必要な書類がある場合のみ）1部
- ④ 提出方法 郵送又は持参（期限内必着）
- ⑤ 参加資格の結果は、2月26日（月）までにメールにて通知予定。

(2) 参加資格確認書等に関する質疑・回答

実施要領等に対する質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- ① 提出期限 令和6年2月14日（水）正午まで
- ② 提出場所 南阿蘇村 政策企画課 企画係担当
- ③ 提出方法 別添の質問書（様式第3号）に必要事項を記入し電子メールにて提出すること。また、提出後は速やかに到着確認を行うこと。
- ④ 回答方法 回答が必要と判断される事項は、村のホームページに掲載を行う。また、質問の回答内容は実施要領の追加又は修正とみなす。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和6年3月12日（火）17時まで
- ② 提出場所 南阿蘇村 政策企画課 企画係担当
- ③ 提出書類 ア 企画提案書（様式第4号）1部
イ 提案内容（任意様式）7部
ウ 創意工夫（様式第5号）7部
エ 見積書（任意様式）7部
- ④ 提出方法 郵送又は持参（期限内必着）

(4) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

本企画コンペは、南阿蘇村広報誌「広報みなみあそ」の制作にあたり適切な想像力と技術力及び経験と実績等を有した事業者を選定するために実施するものである。デザイン提案書の構成は「表紙」、「特集」とし、ページ数は3ページとする。

以下の点に留意してデザイン・レイアウト（写真の配置含む）・イラスト・カラーを自由に組み合わせて試作品を作成すること。

①表紙

【レイアウト・デザイン】

村が提供する写真を使用し、広報誌としてふさわしく魅力のある表紙にすること。

なお、表紙写真の目次、題名、表紙の紹介等は必ず記載すること。

②特集2ページ（見開き1ページ）

【デザイン・特集の作成力】

村が提供する原稿及び写真を使用し、原稿の内容に合った目を惹く見やすいページにすること。また、必要に応じてイラスト等を加え、自由に表現すること。

※①及び②のデザインについては、契約後も実際に携わるデザイナーによるものとする。

※原稿及び写真データについては、参加資格確認後に村から各社へ提供を行う。

※原稿中の表現に誤りや難しい表現等がある場合は、適宜修正すること。

(5) 企画提案書に関する質疑・回答

企画提案書に対する質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- ① 提出期限 令和6年3月1日（金） 正午まで
- ② 提出場所 南阿蘇村 政策企画課 企画係担当
- ③ 提出方法 別添の質問書（様式第3号）に必要事項を記入し電子メールにて提出すること。また、提出後は速やかに到着確認を行うこと。
- ④ 回答方法 回答が必要と判断される事項は、参加者へメールにて回答を行う。また、質問の回答内容は実施要領の追加又は修正とみなす。

(6) 企画提案書の取り扱い

- ① 企画提案書は、提出後の書き換え、差替えは認めない。ただし、誤字等の軽微なものを除く。
- ② 企画提案書の作成及び提出に係る費用、コンペに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書等の書類は返却しない。

(7) 審査会の開催

- ① 日時 令和6年3月19日(火) ※個別の時間は参加者に別途連絡する。
- ② 場所 南阿蘇村役場内会議室
- ③ 方法 参加者は企画提案書に基づき、1社あたり10分以内のプレゼンテーションを行う。プロジェクターの使用可(プロジェクター、スクリーンのみ村で準備)。なお、原則対面でのプレゼンテーションとするが、やむを得ない事情と認められる場合はオンラインでのプレゼンテーションも可能とする。

(8) 審査会の留意事項

- ① 審査員は、別表「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を受託候補者として特定する。
- ② 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2社以上あるときは、企画内容の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- ③ 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(9) 審査結果の通知

審査会終了後速やかに、参加者全員に結果の通知をおこなう。

6 委託契約

- (1) 審査会により選定された受託候補者と本業務委託に係る随意契約を締結する。
- (2) 受託候補者との協議が不調となった場合には、次順位の者を随意契約の協議の相手方とする。

7 留意事項

- (1) 虚偽の記載をした参加資格確認書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加資格確認書等は無効とする。
- (2) 契約締結後、本業務で制作した全ての成果物及び著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は南阿蘇村に帰属するものとし、制作者は本村に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び南阿蘇村個人情報保護条例(平成17年3月30日条例第183号)に基づき、適切に管理するものとする。

8 実施スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|------------------|
| ・令和6年2月6日（火） | 南阿蘇村WEBサイトで公示 |
| ・令和6年2月14日（水）正午まで | 参加資格確認書等の質問書提出期限 |
| ・令和6年2月16日（金） | 参加資格確認書等の質問書の回答日 |
| ・令和6年2月21日（水）17時まで | 参加資格確認書等の提出期限 |
| ・令和6年3月1日（金）正午まで | 企画提案書等の質問書提出期限 |
| ・令和6年3月5日（火） | 企画提案書等の質問書の回答日 |
| ・令和6年3月12日（火）17時まで | 企画提案書等の提出期限 |
| ・令和6年3月19日（火） | 審査会 |
| ・令和6年3月22日（金） | 委託業者決定 |

9 提出先及び連絡先

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705-1

南阿蘇村 政策企画課 企画係

電話番号：0967-67-2230 メールアドレス：skikaku@vill.minamiaso.lg.jp